

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

三原市の人口は、令和2年に90,573人となっており合併以降、減少し続けている。今後も65歳未満の生産年齢人口は減少し続ける一方、65歳以上の割合は増加、高止まりで推移していくと見込まれている。特に高齢化率は令和2年には35%を超えており、若手の流出対策、労働力向上の取組が急務となっている。

また、三原市は中国・四国地方のほぼ中心に位置するとともに、広島空港をはじめ、山陽自動車道、JR山陽新幹線・山陽本線、三原港など主要交通が整う広域交通網の結節拠点でもあり、恵まれた地理的特性を背景に、大手企業の製造業を中心とした工業都市として発展してきた。現在、三原市内の中小企業は、人手不足、後継者不足等の課題に直面しており、現状を放置すると長い歴史を経て形成された市内の産業基盤が失われかねない状況である。

このような中、市内事業者に対して中小企業融資制度、起業化促進事業、就職ガイダンス開催等の対策を講じてきたが、引き続き市内中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にするための取組を支援していくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、設備投資が活発な自治体のひとつとなり、さらに経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に50件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

三原市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業等多岐にわたり、多様な業種が三原市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

三原市の産業は、都市部、臨海部、山間部、農村部等広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

三原市の産業は、多岐にわたり、多様な業種が三原市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。しかしながら、近年設備投資の著しい太陽光発電事業をはじめとする再生可能エネルギー発電事業に関しては、経済波及効果が雇用に結びつくことが少なく、産業集積等の効果も希薄である。このため、本計画において対象とする業種は、再生可能エネルギー発電事業を除いた全業種とする。

なお、この場合における再生可能エネルギー発電事業とは、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」第9条第1項に規定する「再生可能エネルギー発電事業」（同法第2条第3項第1号から6号に規定する全ての「再生可能エネルギー源」を含む。）を指す。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって、本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 雇用への配慮に関する事項

ア 人員の削除を目的とした取組については、計画認定の対象としない。

イ 設備導入に伴う新規雇用については、労働生産性の評価にあたって不利にならないよう適切な調整を行った上で評価する。

(2) 計画認定の対象としない事業

ア 公序良俗に反する事業。

イ 暴力団又は暴力団員及びこれら反社会的勢力と密接な関係を有する者が計

画する事業。

ウ 三原市税を滞納している者が計画する事業。

エ 市長が計画の認定を不相当と認める事業。

(3) その他

市は、導入促進基本計画の進捗状況の把握及び、中小企業者の先端設備等導入計画の進捗・実施状況の把握に必要な調査を実施する。先端設備等を導入しようとする中小企業者は当該調査に協力するものとする。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格 A 4 とする。